

21日施行、一部で航空会社受託制限

■米向け航空貨物事前情報詳細必須に

米税関・国境警備局 (CBP) と米運輸保安局 (TSA) は8月21日付で「航空貨物事前スクリーニング」(ACAS) を強化した。米国向けおよび米国経由の航空貨物を航空機に搭載する前に、電子的に提出を求める情報として、荷主および荷受人のEメールアドレスと携帯電話番号、荷主のACASのアカウント情報、アカウントを持つデバイスのIPアドレス (もしくはマックのアドレス)、レギュレーテッドエージェント資格有無および貨物価格などを追加し、荷主、荷受人、貨物内容の詳細を把握する。情報を提出する航空会社は対応が求められており、受託制限をとるケースや対応が難しいため従来の運用を続けるケースなどがあるようだ。邦人航空会社のうち、ANA Cargoは情報収集中で、日本航空は受託制限の予定はないとしている。

ACASは、2010年10月にイエメン発米国向け航空機に搭載された貨物から爆発物が発見され、テロ行為未遂が認められたことを契機に同年12月にパイロット・プログラムとして始動。ハイリスクな貨物を早期に選別、特定することで、テロなどの事件や事故を未然に防ぐことなどが主な

狙い。

該当便を運航する航空会社、フォワーダー、もしくは適切な当事者が、CBPに対してこれらを電子送信することを義務付けた。当局は18年6月12日にACASの暫定最終規則を発表し、1年間を本施行までの猶予期間と設定。19年6月12日に本施行さ

れた。これまで必須の報告項目は、①航空運送状 (ハウスエアウェイビル <HAWB>) 番号②荷主の氏名・住所③荷受人の氏名・住所④貨物の詳細⑤数量⑥総重量——の6点だったが、今回、少なくとも荷主のEメールアドレスなど25項目が追加された。